

平成17年度 伯耆町(岸本・溝口)放課後児童クラブ会員募集

利用資格

小学校1年生から3年生までの学年に在籍し、かつ保護者が共働き、あるいは母子家庭、父子家庭などの理由により、小学校の放課後から午後6時までの間、保護者及び家族が不在になる児童が対象となります。



	岸本放課後児童クラブ	溝口放課後児童クラブ
開設場所	伯耆町岸本放課後児童クラブ施設 (岸本小学校敷地内)	伯耆町立青年の家内
定員	25名	35名
開設日	月～土曜日 夏休み ただし、祝祭日は開設しません。	月～土曜日 夏休み、冬休み、春休み ただし、祝祭日は開設しません。
開設時間	月～金曜日:放課後～午後6時 土曜日、夏休み :午前9時～午後5時	月～金曜日:放課後～午後6時 土曜日、夏休み、冬休み、春休み :午前8時～午後6時
指導内容	屋外遊戯、図画工作等	屋外遊戯、図画工作等
利用料	月額3,000円(おやつ代含む) 傷害保険料は別途	月額3,000円(おやつ代含む) 傷害保険料は別途

利用方法

利用資格のある方で、入会を希望される方は、3月15日(火)までに伯耆町役場福祉課、又は伯耆町役場溝口分庁舎総合窓口課へ申込書によりお申込下さい。(申込書は、申込先に用意しております。)なお、申込が定員を超えた場合は、選考により入会者を決定するため、入会できない場合があります。

【問合わせ先】伯耆町役場福祉課 電話 68-5534

プール教室開催のお知らせ

～元気アップ教室～

4月～6月の毎週火曜日開催(祝祭日を除く)計12回

トレーニング器具を使って1時間運動した後、使った筋肉をプールでほぐします。自分のペースで筋力トレーニングをすることができます。

～スイスイ健康教室～

4月～6月の毎週金曜日開催(祝祭日を除く)計12回

まずは基本的な歩き方を習います。回数を重ねるごとに強度をつけ、しっかり体を動かしていきます。(水中での基本的な歩き方、水中ジョギング、リラックス等)

場 所: 元気アップ教室...岸本温泉ゆうあいパル内プール・同施設内トレーニングルーム
スイスイ健康教室...岸本温泉ゆうあいパル内プール・岸本保健福祉センター内検診室

時 間: 毎回 午前10時～11時30分

対 象: ・伯耆町の住民で3ヶ月間参加できる方
・高血圧、心疾患のない方 医師の許可が必要な場合があります

定 員: 元気アップ教室...10名 スイスイ健康教室...15名

利用料: 1回 参加費200円+入浴料300円...計500円

持ち物: 運動のできる服装(元気アップ教室のみ)、水着、スイミングキャップ、タオル、利用料(希望される方は教室終了後、温泉に入浴することができます)

申込期限: 3月10日(木)(健康対策課まで電話でお申し込みください。)

元気アップ教室、スイスイ健康教室のどちらか一方にお申し込み下さい。

参加者の決定方法について

: 広く町民の方に利用していただく為、申込者が多数の場合には、参加回数の少ない方から順に参加決定することとします。また、今までの参加回数が同回の場合には、抽選により参加決定としますのでご了承ください。

【問合わせ先】健康対策課 電話68-5536

国民年金制度が変わります

～平成17年4月から～

平成17年4月～平成18年3月の国民年金保険料は、
月額13,580円です。

国民年金の保険料は、平成17年度から平成29年度まで毎年280円引き上げられる予定です。
(引き上げ額は変更になる可能性があります。)

国民年金保険料の口座割引制度が拡充されます。
a) 保険料の前納を口座振替にすると割引額が増えます。

平成17年度の保険料を一括して前納すると、現金払いでは2,890円の割引、口座振替では3,420円の割引(530円増)となります。(6ヶ月前納も口座振替が有利です)口座振替での前納は、平成17年3月31日までに社会保険事務所での登録が完了している必要がありますので、ご希望の方はお早めにお申し込みください。既に口座振替前納されている方はお申し込みの必要はありません。

b) 月々の口座振替に早割制度ができました。
通常の口座振替(当月保険料の翌月末引落し)は定額保険料ですが、早割(当月保険料の当月末引落し)にすると40円割引となります。申込み用紙については社会保険事務所などに請求していただくほか、社会保険庁ホームページから印字(プリントアウト)していただくこともできます。

国民年金保険料若年層の免除範囲が拡大されます。

a) 20歳代の方について、世帯主の所得額に関わらず、将来負担できることになった時点(10年以内)で保険料を追納できるようになります。

若年者納付猶予制度の対象となる年収の目安

4人世帯(夫婦・子2人)	258万円
2人世帯(夫婦のみ)	157万円
単身世帯	122万円

本人だけでなく、配偶者も基準に該当していることが必要です。

4人世帯、2人世帯は、夫か妻のどちらかのみ収入がある世帯の場合です。

b) 単身世帯を中心に免除対象額が緩和されます。扶養者控除がないために若者に多い単身世帯に厳しいものとなっていた保険料免除の所得基準が、単身世帯を中心に緩和されます。

単身世帯の方の保険料免除の目安(年収ベース)

	平成16年度	平成17年度
全額免除	100万円	122万円
半額免除	150万円	227万円

第三号被保険者の特例が実施されます。

今まで、第三号被保険者の届出が遅れた時には、2年以上前の期間については未納の取扱いとなっていました。特例の届出をしていただくことによって、2年以上前の期間も3号被保険者として取り扱うことができるようになりました。届出は社会保険事務所です受付いたします。

特別障害給付金制度が始まります。

現在障害基礎年金を受給していない障害者に対して、それが国民年金制度上の問題から受給できなくなった場合に限り、給付金を受けることができるようになる制度です。対象者は、

a) 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生

b) 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金保険等に加入していた方の配偶者であって、任意加入していなかった期間に生じた傷病が、現在、障害基礎年金の1、2級に相当する障害の状態にある方です。

給付金を請求する方は、平成17年4月中に請求書を役場へ提出してください。

その他

厚生年金被保険者の育児期間中の配慮措置の拡大や、60代前半の在職老齢年金制度の見直しが始まります。

詳しくは
社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>
を参照していただくか、

米子社会保険事務所 電話 0859-34-6111(代)
役場住民課 電話 0859-68-3115
までお問い合わせください。